

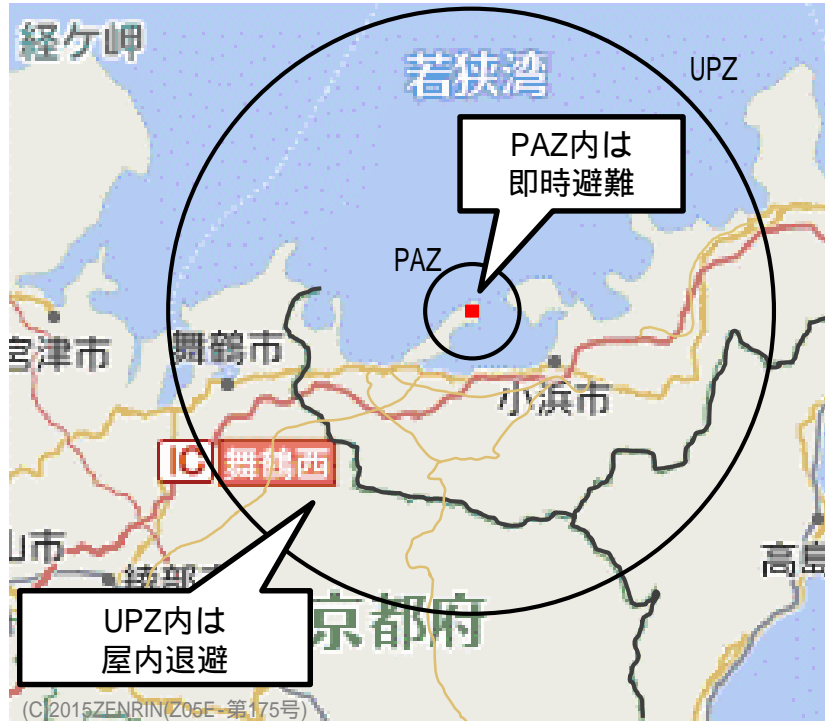
## 6 . UPZ内における対応

### < 対応のポイント >

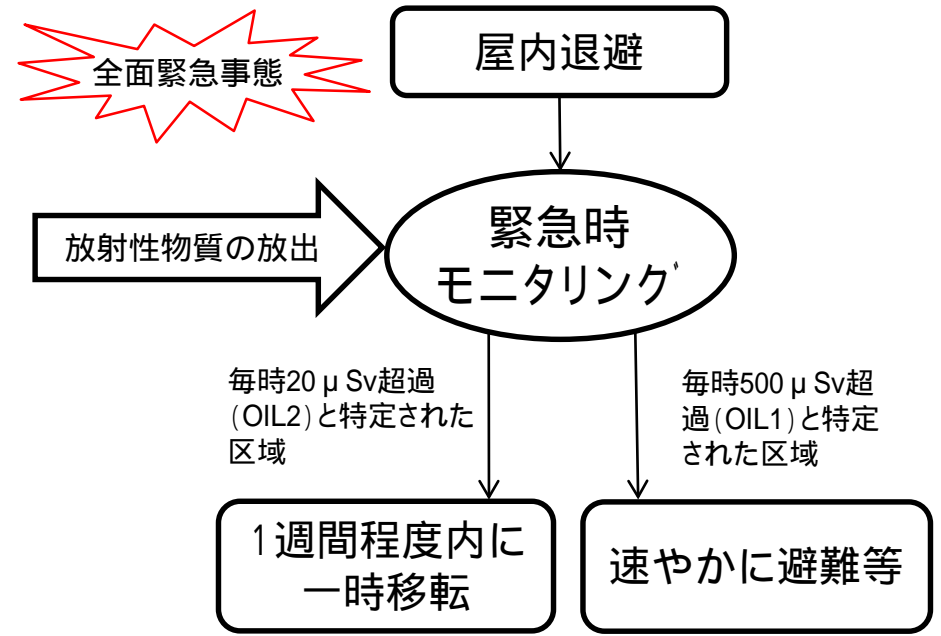
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民(避難行動要支援者を含む。)は屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

# UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時500  $\mu$ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時20  $\mu$ Sv超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20  $\mu$ Sv超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等<sup>1)</sup>)を的確に実施できる体制を整備する。



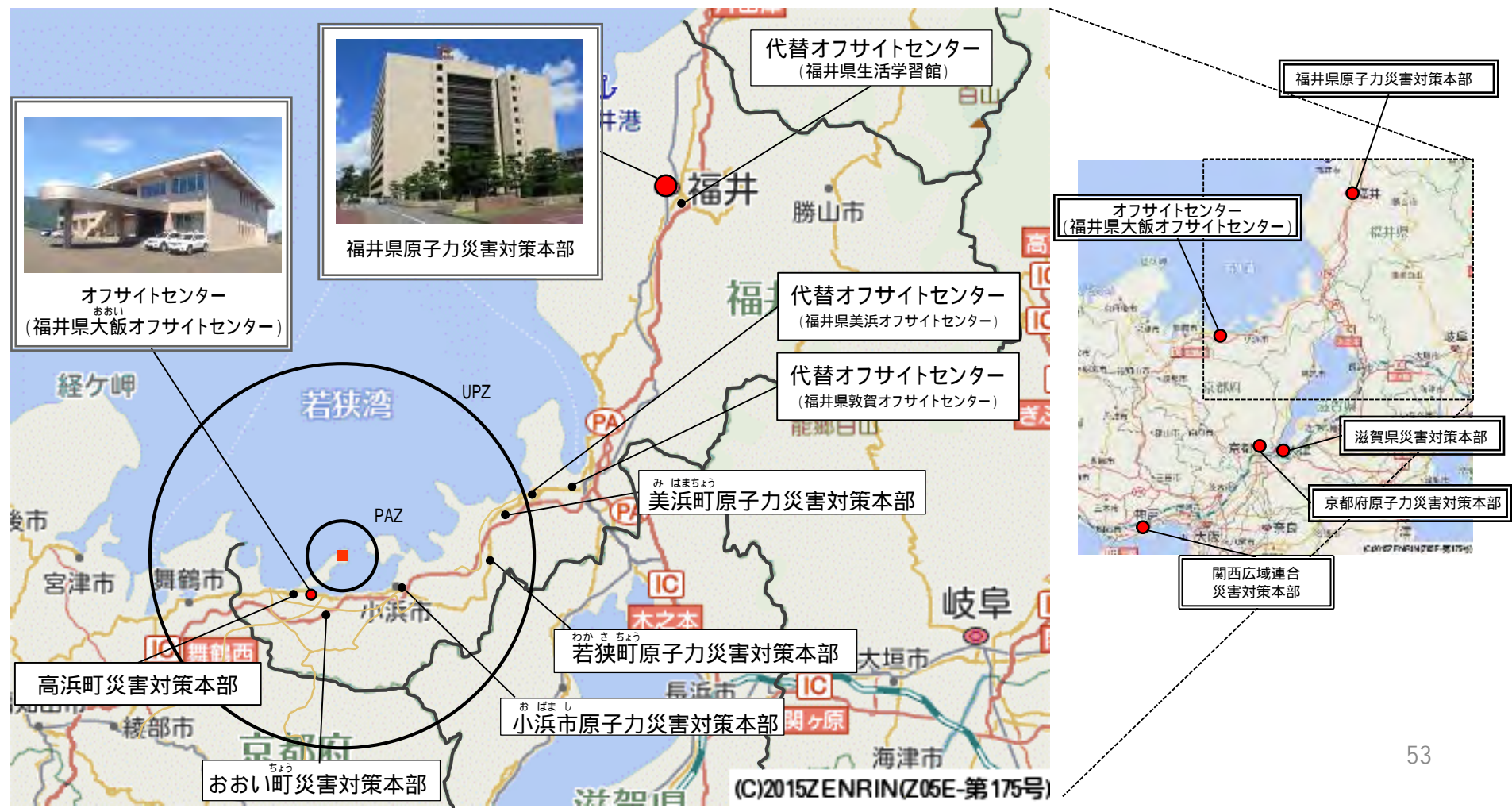
## UPZ内の防護措置の基本的な流れ



1 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

# 一時移転等に備えた関係者の対応（福井県）

- 福井県及び関係市町は警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 福井県は住民の一時移転等に備え、福井県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



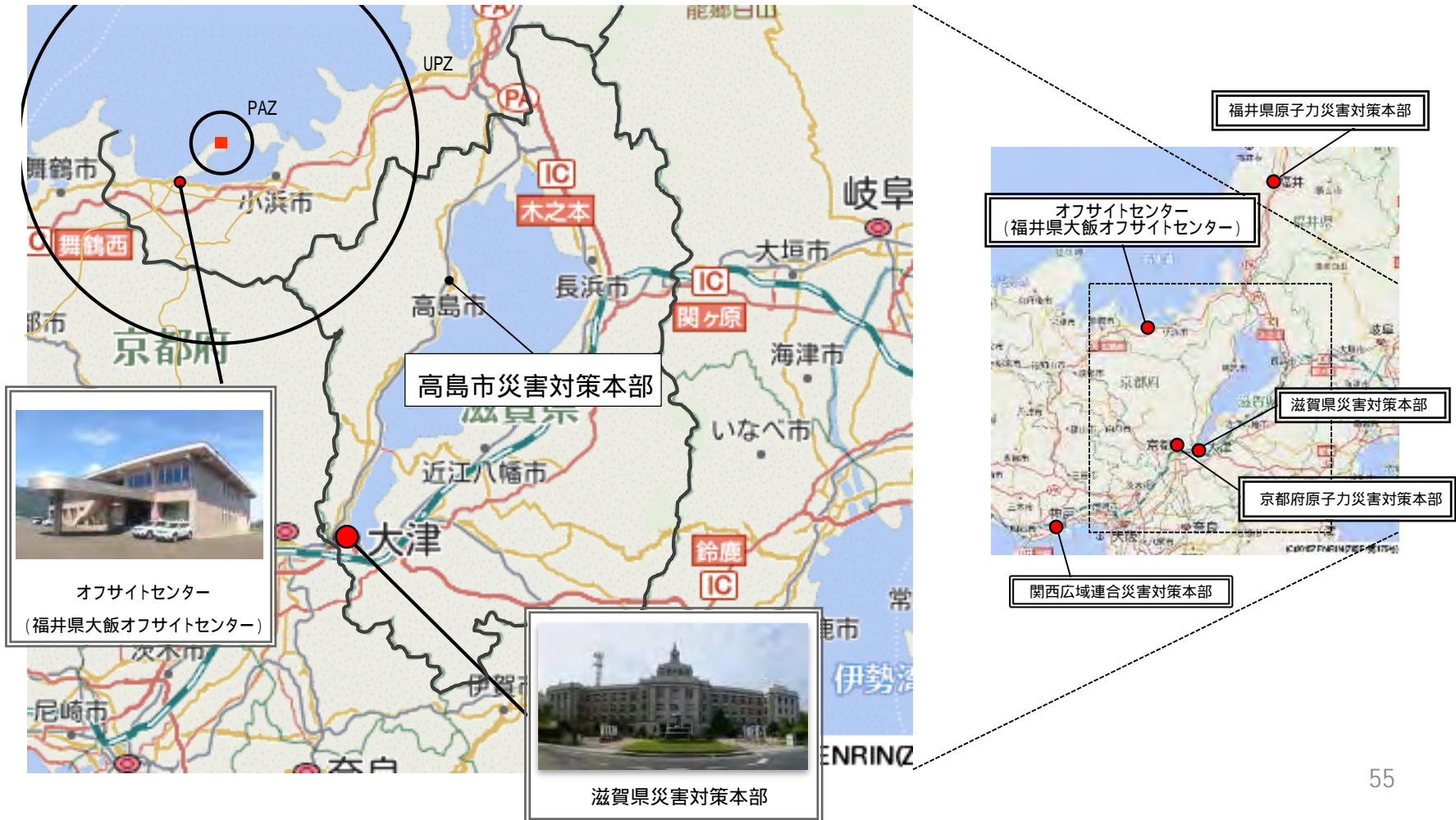
# 一時移転等に備えた関係者の対応（京都府）

- 京都府及び関係市町は警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 京都府は住民の一時移転等に備え、京都府内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



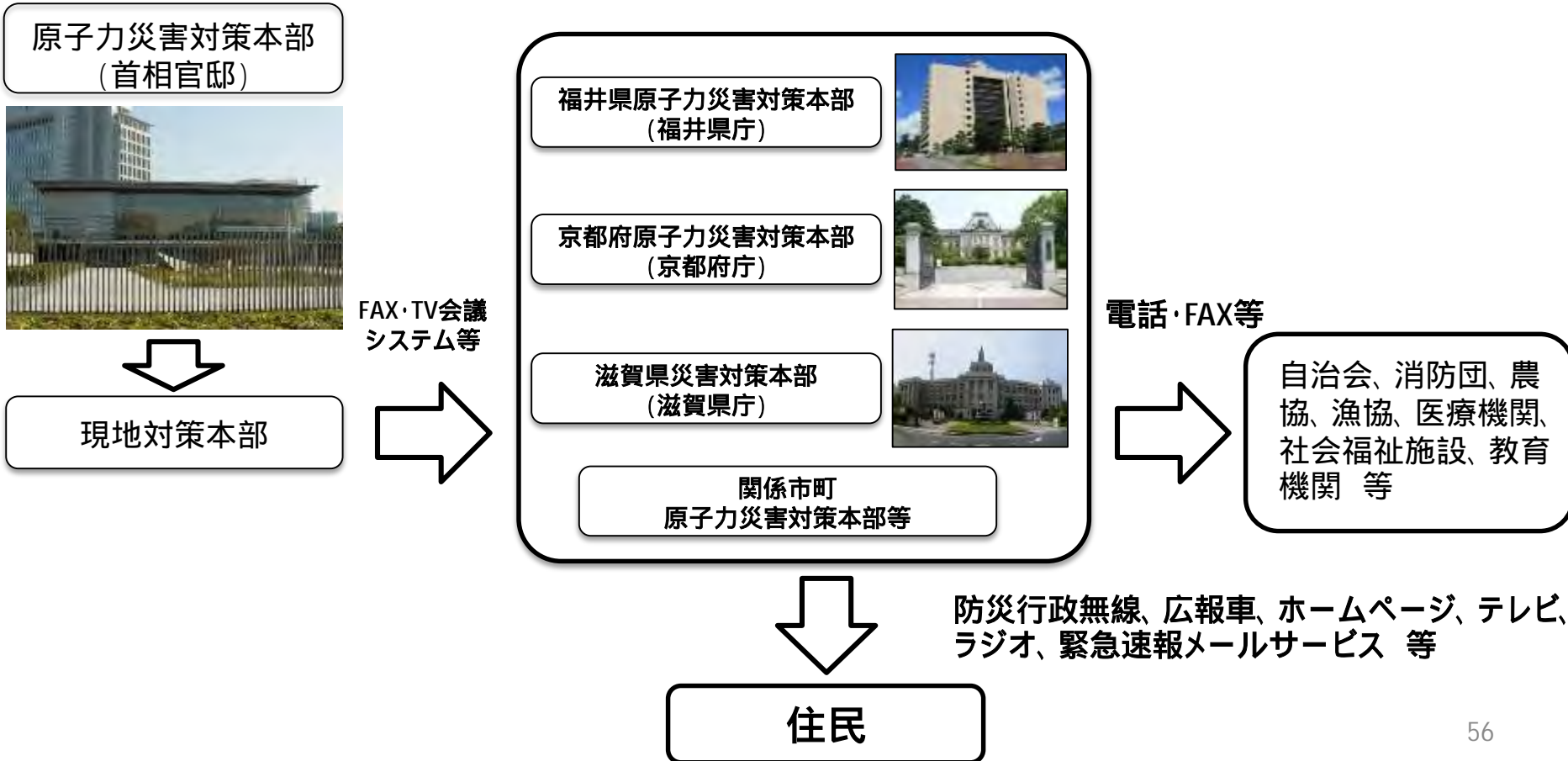
# 一時移転等に備えた関係者の対応（滋賀県）

- 滋賀県及び高島市は警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



# 一時移転等を行う際の情報伝達

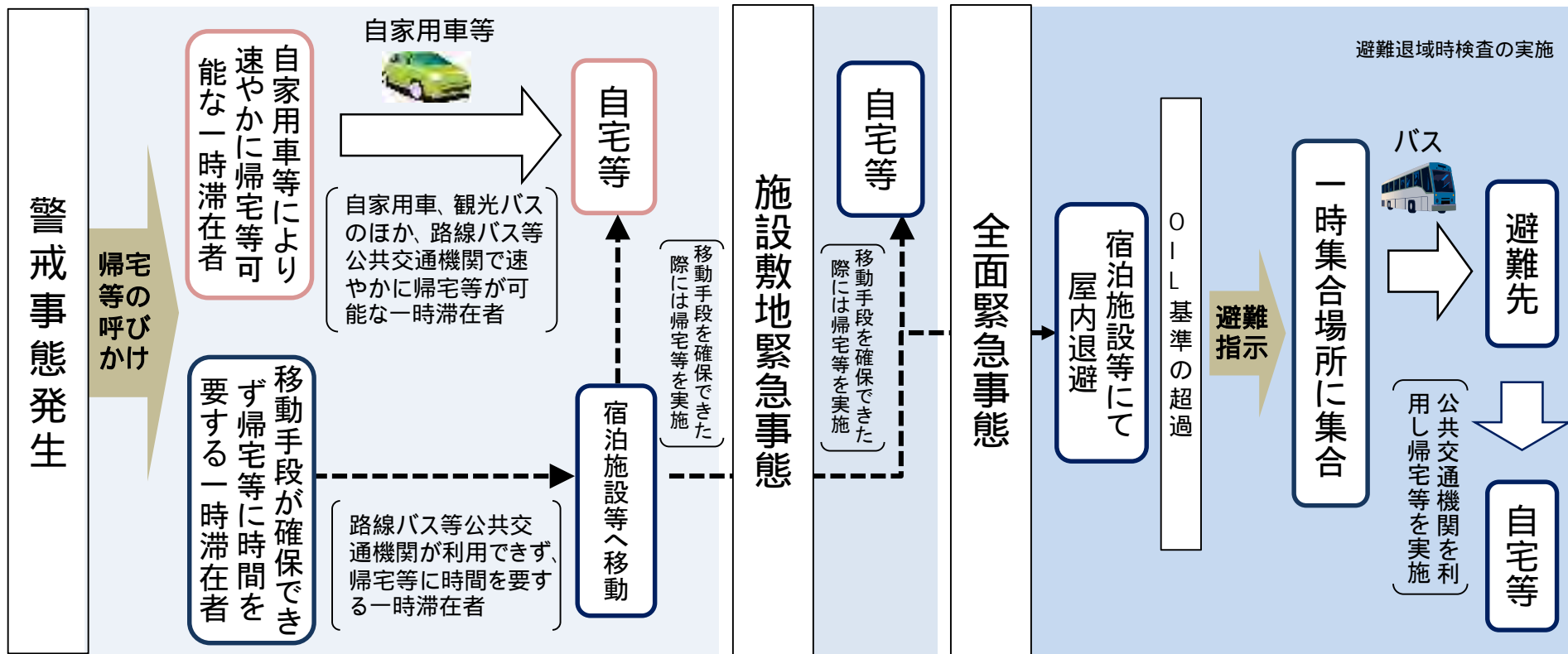
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



# UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係府県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

## < 観光客等一時滞在者の避難の流れ >

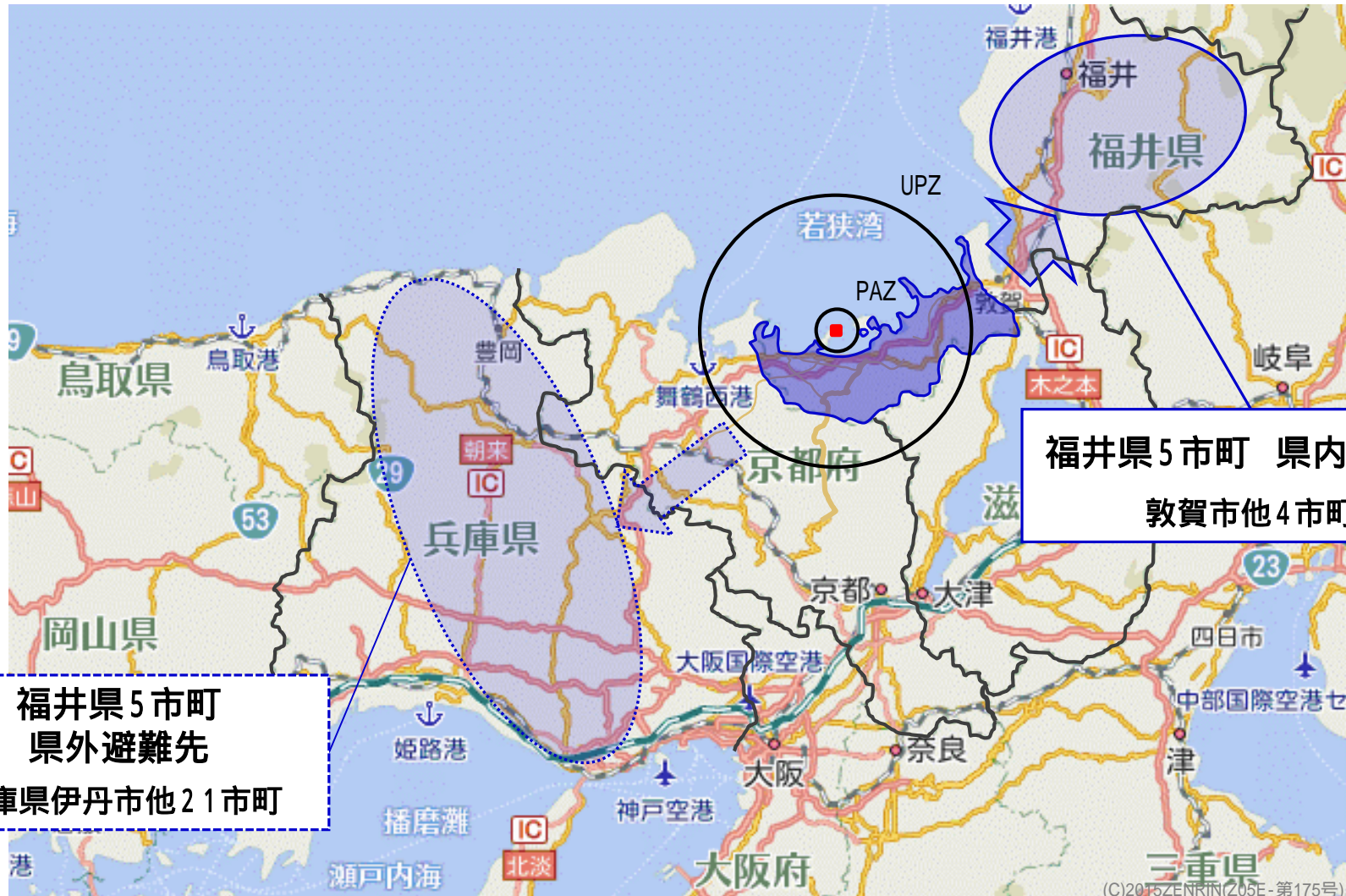


- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町が、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- UPZ内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき、府県災害対策本部が府県域を越える避難が必要と判断した場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された大阪府、兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- 避難先施設が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入ができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。
- なお、UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧策や降雪時の避難経路の確保等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」のとおり。

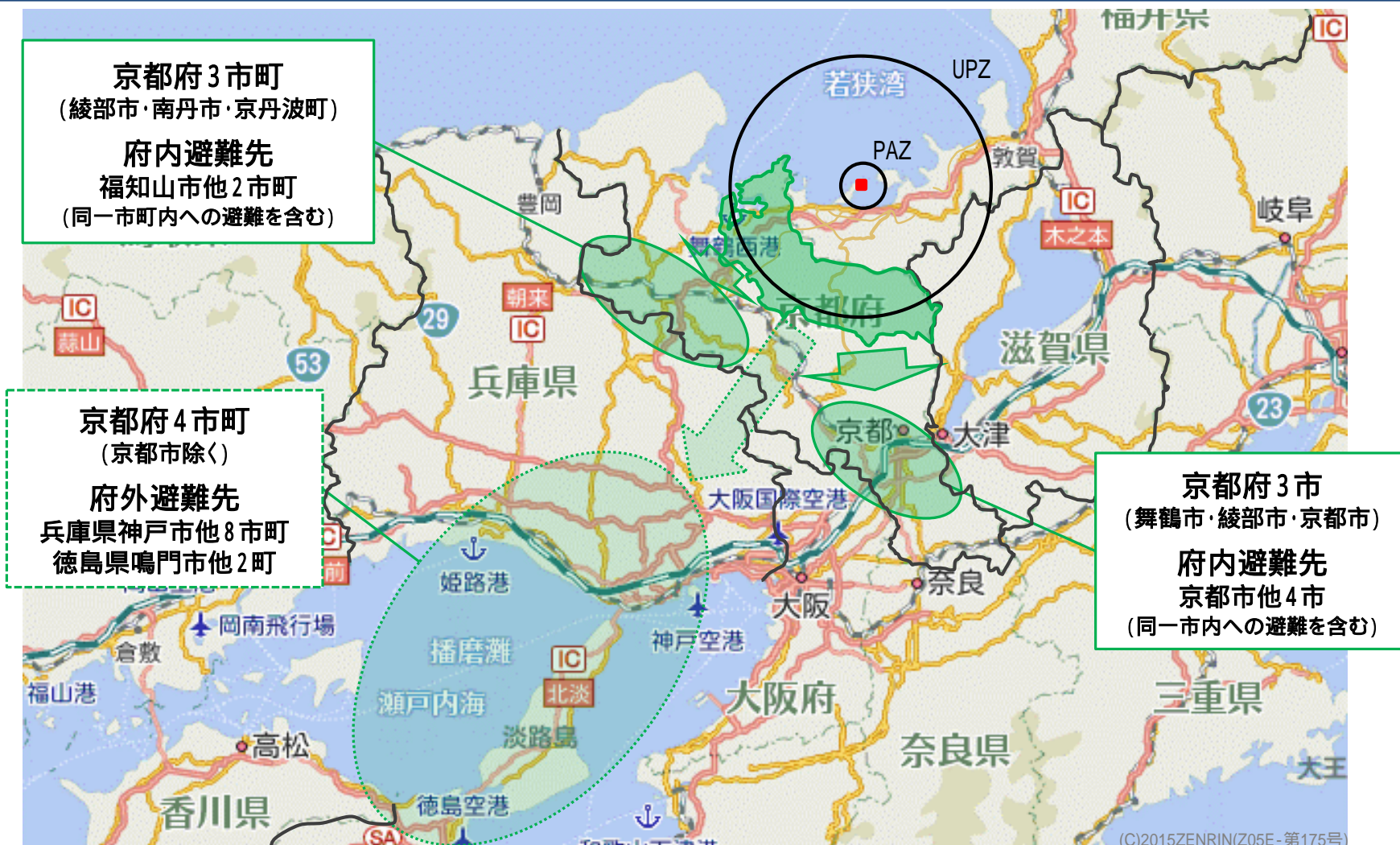
府県名	市町名	府県内避難先	府県外避難先	
福井県	おおい町 <small>ちよう</small>	敦賀市	兵庫県	伊丹市、川西市
	小浜市 <small>おばまし</small>	鯖江市、越前市		豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、 市川町、福崎町、神河町 <small>ふくさきちよう かみかわちよう</small>
	高浜町	敦賀市		宝塚市、三田市、猪名川町 <small>さんだし いながわちよう</small>
	若狭町 <small>わかさちよう</small>	越前町		丹波市、篠山市、三木市、加東市、小野市、西脇市、加西市、 多可町 <small>たかちよう</small>
	美浜町	大野市		
京都府	舞鶴市	京都市、宇治市、城陽市、向日市 <small>じようようし むこうし</small>	兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市
	綾部市	福知山市、亀岡市	徳島県	鳴門市、松茂町、北島町
	南丹市 <small>なんたんし</small>	南丹市内	兵庫県	たつの市、太子町、佐用町 <small>たいしちよう さようちよう</small>
	京丹波町 <small>きやうたんばちよう</small>	京丹波町内		洲本市、南あわじ市 <small>すもとし</small>
	京都市	京都市内		芦屋市
滋賀県	高島市	高島市内他	大阪府	大阪市、高槻市、枚方市 <small>ひらかたし</small>



- UPZ内にある福井県内各市町の住民の避難先は、福井県内及び県外(兵庫県)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、県内避難できない場合は、県外避難を実施。



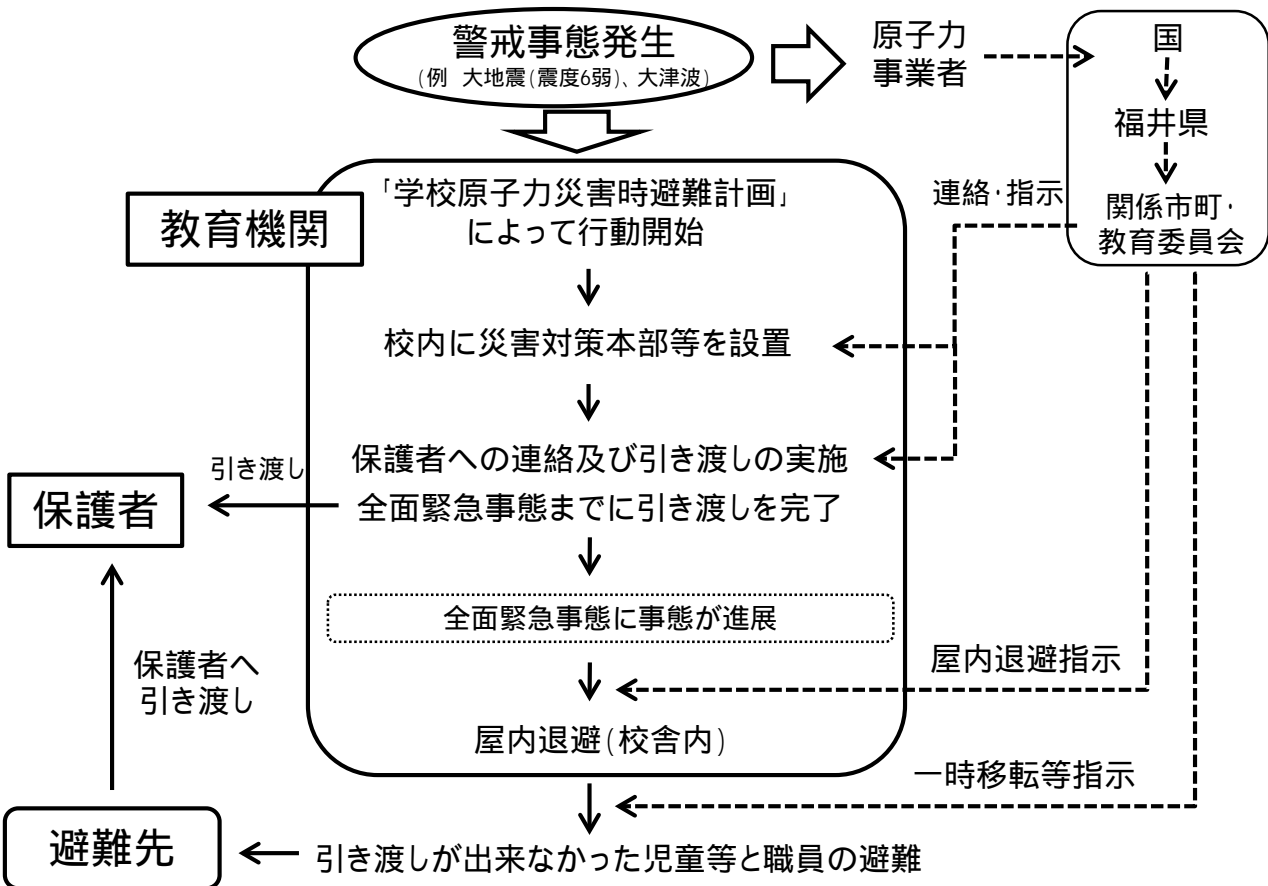
- UPZ内にある京都府内各市町の住民の避難先は、京都府内及び府外(兵庫県、徳島県)において避難先を確保。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。



- UPZ内にある滋賀県高島市の住民の避難先は、滋賀県内及び県外(大阪府)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。



- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	34	2,445
小学校	32	3,720
中学校	9	2,015
高等学校	3	1,905
特別支援学校	2	215
大学・専門学校	4	463
<b>合計</b>	<b>84</b>	<b>10,763</b>

平成29年5月1日時点

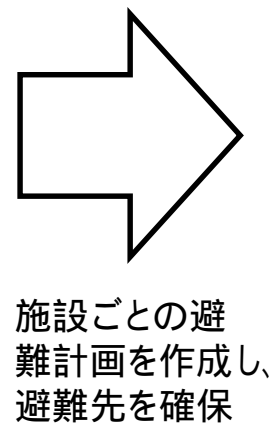
- 福井県では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(48施設2,108人)について、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、福井県原子力災害対策本部が受入先を調整。

## < UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所定員(人)
医療機関(病院・有床診療所)		8	822
社会福祉施設	介護保険施設等	24	1,042
	障害福祉サービス事業所等	16	244
	小計	40	1,286
合計		48	2,108

## < UPZ外 >

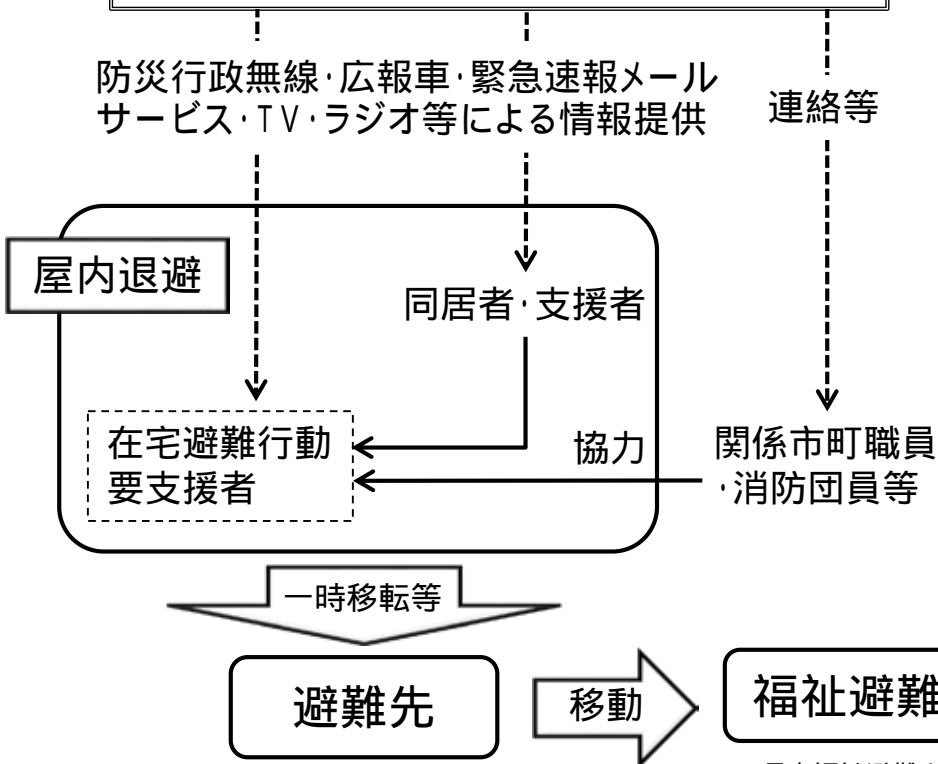
避難先施設	
受入施設数	受入可能人数(人)
10	822
70	1,042
15	244
85	1,286
95	2,108



# 福井県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県原子力災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

## 関係市町原子力災害対策本部等



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

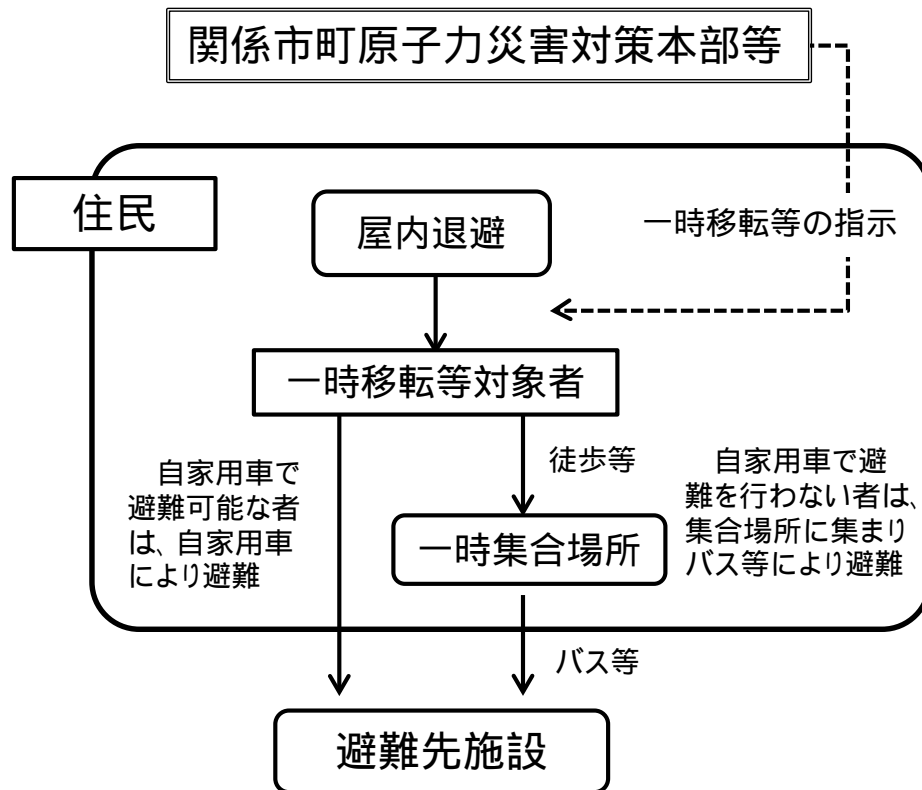
	UPZ内(人)
おおい町 <small>ちよう</small>	692(546)
小浜市 <small>おばまし</small>	776(776)
高浜町	789(789)
若狭町 <small>わかさちよう</small>	258(258)
美浜町	438(438)
合計	2,953(2,807)

( )内は支援者有り  
平成29年4月現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車および県が確保するバス等により避難。

## < UPZ内市町の避難先 >

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。自然災害等により県内での受け入れが困難な場合は県外に避難を実施。



市町名	県内避難先	県外避難先
おい町 7,552人	敦賀市	伊丹市、川西市 (合計7,552人)
おぼし 小浜市 29,655人	鯖江市、越前市	豊岡市、養父市 朝来市、香美町 新温泉町、姫路市 市川町、福崎町 神河町 (合計29,655人)
高浜町 10,570人	敦賀市	宝塚市、三田市、猪名川町 (合計10,570人)
わかさ 若狭町 15,313人	越前町	丹波市、篠山市、三木市 加東市、小野市、西脇市 加西市、多可町 (合計15,313人)
美浜町 9,774人	大野市	-

兵庫県